

なぐさるDV!!!

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」H20.1.11施行

児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待をはじめとする暴力は人権侵害です。特に配偶者、パートナーからの暴力は、重大な人権侵害で決して許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、すべての人への暴力を容認しない社会を築きましょう。

DVは犯罪

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力のことであり、被害者の多くは女性です。

たとえ夫婦間であっても暴力は許されません。親しい関係の中でふるわれる暴力は、尊厳を深く傷つける人権侵害にあたり、犯罪となります。

「殴る」「ける」だけがDVではない

暴力は身体への暴力だけでなく、経済的な虐待や社会的に隔離するなど様々な形態があり、多くはいくつもの暴力が複雑に重なり合っています。

身体的暴力

殴る。ける。
平手を打つ。
刃物などの凶器を体につきつける。
髪をひっぱる。
物を投げつける。 など

性的暴力

性行為を強要する。
ポルノを無理やり見せる。
避妊に協力しない。 など

精神的暴力

暴言を吐く。脅かす。無視する。
人前で馬鹿にしたり、命令口調でものを言う。
大切にしているものを壊したり、捨てたりする。
生活費を渡さない。
「誰のおかげで生活できるんだ」と言う。
外で働くなと言ったり、仕事をやめさせたりする。
外出や付き合いを制限する。
交友関係を厳しく監視する。 など

暴力の形態(例)

DVにはサイクルがある

DVには、一定のサイクルがあり、暴力とやさしさが繰り返し現れるといわれています。暴力をふるったあとに急に優しくなり、二度としない



と誓うなどして、被害者を思いついてとどまらせます。しかし、暴力がなくなることは珍しく、「緊張が積み重なってくる緊張期」、「暴力が起る爆発期」、「暴力後の一時的やさしいハネムーン期」が繰り返され、次第にエスカレートしていきます。

DVのサイクル

ハネムーン期

加害者が反省や優しいふるまいをし、被害者は加害者が変わるのではないかと期待する

緊張期

軽い爆発があったりして緊張が高まっている

爆発期

加害者は怒りのコントロールができず、被害者は恐怖を感じ、無力感をもつ

配偶者からのDVになやむ方を守るための法律(DV防止法)が改正

改正DV防止法が1月11日にスタートし、被害者の保護命令制度が拡充し、区市町村は基本計画、配偶者暴力相談支援センター設置等が努力義務となりました。

改正のポイント

1. 言葉による暴力「脅迫」も保護命令の対象に
2. 被害者に対する電話・電子メール等も禁止に
3. 被害者の親族等も接近禁止命令の対象に
4. 基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が市区町村の努力義務に
5. 裁判所から保護命令の発令に関して、支援センターへ通知

男女共同参画推進センターの相談室を活用しよう

ひとりでも悩まず相談することが被害をなくす第一歩です。まずは、男女共同参画推進センター相談室「女性のなやみとDV相談」等公的機関に相談しましょう。

DVの相談窓口

- 東京ウィメンズプラザ(配偶者暴力相談支援センター)
☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00~21:00)
- 東京都女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
☎5261-3110 月~金(9:00~20:00)
- 保護第一課(深川地区にお住まいの方)
☎3645-3106 月・火・木・金(9:00~17:00)
- 保護第二課(城東地区にお住まいの方)
☎3637-2707 月・火・木・金(9:00~17:00)
- 警視庁総合相談センター
☎3501-0110 月~金(8:30~17:15)
- 全国共通DVホットライン
☎0120-956-080 月~土(10:00~15:00)
- 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810(全国共通) 月~金(8:30~17:15)
(夜間・緊急時)
警察(事件発生時) 110番
東京都女性相談センター ☎5261-3911

あなたの近くにはDVで悩んでいる方はいませんか

内閣府の調査(平成17年)によると、女性の3人に1人は配偶者等から何らかの暴力を受けた経験があります。DVは身近にあるのです。

DVの被害者は、たび重なる暴力で自信を失い、「大したことではないから」、「自分だけが我慢すればいいから」、「自分に悪いところがあるから」と思い込みがちです。

また、周りの人から「世間体が悪い」、「わがまま」、「我慢が足りない」と言われ、孤立していることも多いです。社会にある思い込みや偏見が被害者をさらに傷つけていることが多いです。

「愛されている」と考えて、DVだと気づきにくくなります。しかし、身体的暴力だけでなく、望まないSEXの強要やメールのチェック、ほかの友人と会うことを細かく制限されるのはDVです。

あなたの身近にDVの被害で苦しんでいる人がいたら、その気持ちを受け止めてください。そして、公的機関へ相談するよう薦めてください。

デートDV(恋人等からの暴力)が高校生や大学生の間で多発中

DVは決して大人だけの問題ではありません。配偶者や同居相手だけではなく、交際している相手から受ける暴力を「デートDV」と呼び、高校生や大学生の男女間の交際でも起きています。

恋愛関係にあると「こんな可愛さでいる」と考えて、DVだと気づきにくくなります。しかし、身体的暴力だけでなく、望まないSEXの強要やメールのチェック、ほかの友人と会うことを細かく制限されるのはDVです。

DVの被害者にも加害者にもならないためには、無理に相手に合わせないで一緒によく考える。たとえ、自分にとってたいした事でもなくとも相手がイヤがることは暴力だと思ってください。

もしもあなたが友人から相談されたら、友人の話をきちんと受け止め、あなたの考えやアドバイスを押しつけないでください。そして、信頼できる大人に話せるようにサポートしましょう。

児童虐待が疑われるときは、児童虐待ホットラインに連絡を!

DVのある家庭には、身体的虐待などの児童虐待が多いといわれています。また、DVを目撃することは、こどもに大きな影響を及ぼし、それが自体が心理的虐待となります。児童虐待が疑われる場合は、児童虐待ホットラインにご連絡ください。

児童虐待の相談窓口

- 児童虐待ホットライン(南砂子ども家庭支援センター)
☎3646-5481 月~土(9:00~18:00)
- 子育て支援担当課
☎3647-4408 月~金(8:30~17:00)
- 墨田児童相談所
☎3632-4631 月~金(9:00~17:00)
(夜間・緊急時)
警察(事件発生時) 110番
東京都児童相談センター ☎3208-1121

●配偶者やパートナーに暴力をふるってしまう、また、逆にふるわれてしまう男性の方、下記にご相談ください。
東京ウィメンズプラザ「男性のための悩み相談」 ☎3400-5313 月・水(17:00~20:00) ※祝祭日は休みです。